

建設工事に伴う設計、調査、測量業務の前金払制度について

1 目的

建設工事に係る設計、調査、測量業務の着手時に、請負代金額の一部として、人件費等に充当するための資金を提供することで、業務の適正かつ円滑な履行を確保することを目的とします。

2 制度の概要

地方自治法施行令附則第7条により、建設工事の前金払と同様に支払いを行います。

(1) 対象となる業務

委託金額が300万円以上の建設工事に伴う設計、調査、測量業務とする。

※「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)」第2条に規定する業務とします。

(2) 周知方法

受注者へ入札案件ごとに、条件付一般競争入札では告示に、指名競争入札では指名通知書に「前金払 有」と明記します。

(3) 支払いの割合

請負代金額の10分の3を超えない額で、10万円未満の端数は切り捨てる。限度額は設けない。

(4) 前払金の請求

前払金を請求するときは、受注者と前払金保証事業者(東日本建設業保証株式会社)との間で上尾市を被保険者とする保証契約を締結し、当該保証証書(正副2部)を添えて、発注担当課へ請求します。

(5) 前払金の支払期限

請求を受けた日の翌日から14日以内に支払います。

(6) 契約解除に伴う前払金保証

工事の前金払と同様に、前払金を受領した受注者が、倒産等により債務不履行となり、市が契約約款に基づく契約解除を行った場合、受注者に代わって保証事業会社から保証金が支払われます。

(7) 中間前金払は対象外

設計、調査、測量業務の前金払は、地方自治法施行規則附則第3条に基づき、支払うことはできません。

3 前金払制度の周知方法

当課のホームページの「入札・契約制度」に、当該制度の案内を掲載し、受注者への周知とします。

4 適用日

平成25年7月1日から施行し、同日以後に契約を締結する業務から適用します。